

分野	6 基準・規格・認証・輸入関係 (1) 基準・規格・認証	意見・要望提出者	規制改革委員会	
項目	気象測器の検定制度の見直し			
意見・要望等の内容	気象測器の検定については、一定の能力を有する民間（営利法人を含む。）の検査を受けたものについて国の検査を省略できる新制度の導入を図るとともに、現行の検定の実施方法について民間の負担軽減を図る観点から見直しを行う。			
関係法令	気象業務法第27条	共管	なし	
制度の概要	気象庁以外の政府機関又は地方公共団体が気象観測を行う場合、及びその成果を発表するために民間機関が気象観測を行う場合には、気象業務法（昭和27年法律第165号）の規定により、国の行う検定（同法第27条）に合格した気象測器を使用しなければならないこととされている。			
中間公表資料との関係	国土交通省関係 1 5 8 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	【 1 1 ( 3 ) 才 、 ( 別添 1 ) 1 ( 2 ) 】 気象測器の検定については、気象庁長官に代わって一定の能力を有する民間の法人（営利法人を含む。）が検定を行うことができる制度を導入するとともに、検定の実施方法の簡素化を図る。（第151回国会に關係法案提出）			
<p>(説明)</p> <p>気象測器検定制度の見直しについては、規制緩和3か年計画（再改訂）に基づき、気象審議会の答申（平成12年7月）を踏まえ、民間の能力の一層の活用を図るため、一定の能力を有する民間の法人が検定を行うことができる制度の導入とともに、民間の負担軽減を図る観点から現行の検定の実施方法について簡素化を図る等所要の法改正を行う予定。</p>				
担当局課室名	気象庁観測部観測技術課（連絡先）03-3211-6019			

分野	6 基準・規格・認証・輸入関係 (1)基準・規格・認証 vii) 自動車、船舶、鉄道	意見・要望提出者	規制改革委員会	
項目	自動車検査用機械器具の検査制度の見直し			
意見・要望等の内容	自動車検査用機械器具の検査については、公正中立に業務を実施できることが担保されることを前提に、公益法人要件の見直しを含めて指定基準の明確化について検討すべき。			
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路運送車両法第80条第1項第1号に基づく同法施行規則第57条第1項第4号</li> <li>道路運送車両法第94条の2第1項に基づく指定自動車整備事業規則第2条第2項</li> </ul>	共管	なし	
制度の概要	自動車分解整備事業場に備える一定の作業機械及び指定自動車整備事業場に備える自動車検査用機械器具については、国土交通大臣の定める技術上の基準に適合することについて、国土交通大臣の指定する者の行う検査に合格したものでなければならないとされている。			
中間公表資料との関係	国土交通省関係 1 5 9 頁			
状況	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <span>措置済・措置予定</span> <span>検討中</span> <span>措置困難</span> <span>その他</span> </div> (実施(予定)時期:平成13年4月1日)			
規制改革推進3か年計画における記載	該当なし			
(説明)	指定機関による検査の義務付けを廃止し、地方運輸局長が整備事業者の指定又は認証をする際に、整備事業者が提出する自動車検査用機械器具の性能、精度等を記載した書面により基準適合性を確認することとして、道路運送車両法施行規則及び指定自動車整備事業規則を改正した。			
担当局課室名	自動車交通局技術安全部整備課 (連絡先) 03-5253-8599			

分野	6 基準・規格・認証・輸入関係 (1) 基準、規格、認証 vii) 自動車、船舶、鉄道	意見・要望提出者	(社)全日本トラック協会	
項目	大型トラックへの速度表示灯の取付義務の廃止			
意見・要望等の内容	速度表示装置の義務付けを廃止すべき。			
関係法令	道路運送車両の保安基準第48条の3	共管	なし	
制度の概要	車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上の貨物自動車には、40、60km/hで点灯する速度表示装置を備えなければならない。			
中間公表資料との関係	国土交通省関係160頁			
状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	(実施(予定)時期: 13年4月)			
規制改革推進3か年計画における記載	【】なし			
(説明)	<p>昨年8月に運輸省が設置した学識経験者及び業界の代表等から構成される大型貨物車事故防止対策検討会において、速度表示装置を廃止した場合の安全性への影響等について検討したところ、「速度表示装置の装備義務付けの廃止は妥当である。」との結論を得たため、今年度中に速度表示装置の装備義務付け廃止のための省令の改正を行う予定である。</p>			
担当局課室名	自動車交通局技術安全部技術企画課 (連絡先) 03-5253-8589			

分野	6 基準・規格・認証・輸入関係 (1) 基準・規格・認証 VII) 自動車、船舶、鉄道	意見・要望提出者	E U
項目	自動車の保安基準の見直し		
意見・要望等の内容	保安基準のうち、操縦装置の取付位置基準及び座席の最少奥行寸法基準について、国際的な動向を踏まえて見直しを検討すること。 また、サイドスリップテストによる直進安定性の確認方法について、申請者の負担軽減の観点から、見直しを行うこと。		
関係法令	道路運送車両の保安基準第10条、第11条、第22条	共管	なし
制度の概要	<p>1．自動車の操縦装置は、かじ取ハンドルの中心から左右 500mm以内に配置され、運転者が定位置において容易に操作できるものでなければならない。</p> <p>2．座席の奥行寸法は、非常口付近の座席等を除き、幅380mm以上、奥行400mm以上となっている。</p> <p>3．自動車のかじ取装置は、堅ろうで安全な運行を確保できるものでなければならず、この基準に適合している例として、サイドスリップテストを用いて計測した場合の横すべり量が、走行1mにつき5mm以内であることとされている。</p>		
中間公表資料との関係	国土交通省関係 1 6 1 頁		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難 その他
規制改革推進3か年計画における記載	【 11(3)オ 】 保安基準のうち、操縦装置の取付位置基準及び座席の最少奥行寸法基準について、国際的な動向を踏まえて見直しを検討する。		
(説明)	<p>保安基準のうち、操縦装置の取付位置基準及び座席の最少奥行寸法基準については、国際整合性及び安全確保の観点から見直しを検討することとしている。</p> <p>また、サイドスリップテストによる直進安定性の確認方法については、申請者の負担軽減の観点から、横すべり量の特例扱いを受ける車両の認証時における技術的説明資料の簡略化等の見直しを平成13年4月に行う。</p>		
担当局課室名	自動車交通局技術安全部技術企画課 (連絡先) 03-5253-8589 審査課 (連絡先) 03-5253-8596		

分野	6. 基準・規格・認証・輸入関係 (1) 基準・規格・認証 vii) 自動車、船舶、鉄道	意見・要望提出者	E U 日本自動車輸入組合
項目	自動車の車台番号又は原動機型式の打刻届出の簡素化		
意見・要望等の内容	打刻字体の押印又は拓本の届出以外に写真又は図面による届出を認める。		
関係法令	道路運送車両法第30条	共管	なし
制度の概要	自動車の車台番号及び原動機型式の打刻を行うときは、予め打刻開始前相当期間の余裕をもって、道路運送車両法施行規則第6号様式の打刻字体欄に、使用する全ての打刻字体を押印又は拓本により届け出ることとなっている。		
中間公表資料との関係	国土交通省関係162頁		
状況	措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 (実施(予定)時期:平成13年4月)		
規制改革推進3ヶ年計画における記載	【 】なし		
(説明)	打刻の字体及び大きさが写真又は図面により確実に判別できる場合にはそのような方法による届出を認めるため、関係法令の改正作業中である。		
担当局課室名	自動車交通局技術安全部審査課 (連絡先) 03-5253-8596		

分野	6. 基準・規格・認証・輸入関係 (1) 基準・規格・認証 vii) 自動車、船舶、鉄道	意見・要望提出者	E U 日本自動車輸入組合
項目	正規輸入業者に対する原動機型式の打刻の緩和		
意見・要望等の内容	正規輸入業者が原動機の修理のために輸入したシリンダーブロックに製作者の委託により原動機型式を打刻できるようにする。		
関係法令	道路運送車両法第29条	共管	なし
制度の概要	原動機の製作を業とする者又は国土交通大臣から打刻の指定を受けた者以外の者は、原動機型式を打刻することができない。正規輸入業者が、原動機の修理のためにシリンダーブロックを輸入した場合、原動機型式の打刻されていないシリンダーブロックを組み付けて原動機を完成させた後、当該自動車を陸運支局等に提示して国土交通大臣が行う職権打刻を受けなければならない。		
中間公表資料との関係	国土交通省関係 163頁		
状況	措置済・措置予定      検討中      措置困難      その他 (実施(予定)時期：平成13年4月)		
規制改革推進3ヶ年計画における記載	【                    】		
(説明)	補修用シリンダブロックにのみ原動機型式を特定する型式の打刻が無い場合においても、当該原動機製作者からの指示により正規輸入業者が打刻を行う場合には国土交通大臣に打刻の指定を受けられるよう措置するため、関係法令の改正中である。		
担当局課室名	自動車交通局技術安全部審査課 (連絡先) 03-5253-8596		

分野	6 基準・規格・認証・輸入関係 (1)基準・規格・認証 Vii)自動車、船舶、鉄道	意見・要望提出者	規制改革委員会 E U	
項目	回転式助手席及び脱着式シートの取扱い要件の緩和			
意見・要望等の内容	回転式又は脱着式シートを後方に向けた場合にシートベルトが装着できない状態となる自動車の取扱いについては、国際整合性及び安全確保の観点から、その妥当性について検討を行うべきである。			
関係法令	道路運送車両の保安基準第22条	共管	なし	
制度の概要	自動車には、衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員が座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。後方に向けたシートの乗員についても、当該車両が衝突事故等を起こした場合において、乗員保護を図る必要があるため、シートベルトの装着を可能とならしめる必要がある。			
中間公表資料との関係	国土交通省関係164頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	【 11(3)ウ、(別添1)1(4) 】 我が国では、事故時の乗員保護の観点から、シートを後方に向けた場合にシートベルトが装着できない回転式又は脱着式シートを認めていないため、シートを前方に向けた状態で基準を満たせば認めているE E C基準に適合した自動車の販売が不可能となっているが、国際整合性及び安全確保の観点から、その妥当性について検討する。			
(説明)	シートを後方に向けた場合にシートベルトが装着できない回転式又は脱着式シートの取扱いについては、国際整合性及び安全確保の観点からも、現行制度の妥当性について検討を行う。			
担当局課室名	自動車交通局技術安全部技術企画課 (連絡先) 03-5253-8589			

分野	6 基準・規格・認証・輸入関係 (1) 基準・規格・認証 vii) 自動車、船舶、鉄道	意見・要望提出者	規制改革委員会 日本労働組合総連合会 日本自動車工業会
項目	自動車の型式指定審査の見直し		
意見・要望等の内容	(1) 型式指定申請に係る審査期間を可能な限り短縮する。 (2) 申請後、当該申請に係る内容変更をより柔軟に認める。 (3) 審査に提示する自動車台数を削減する。 (4) 型式指定の変更承認の対象となる変更の範囲の明確化と縮小を図る。		
関係法令	行政手続法第6条、自動車型式指定規則第3条、10条	共管	なし
制度の概要	(1) 型式指定申請に係る標準処理期間は2ヶ月としている。 (2) 試験前であれば申請内容の変更は随時可能である。 (3) 試験は、自動車の基本性能、構造が異なる毎に必要であるが、試験車の提示は保安基準への適合性及び燃費値等を確認するための必要最小限としている。 (4) 型式指定自動車の構造、装置及び性能等を変更した場合は、変更の承認を受けた場合に限り当該変更に係る自動車の完成検査終了証を発行できる。		
中間公表資料との関係	国土交通省関係 165頁		
状況	措置済・措置予定      検討中      措置困難      その他 (実施(予定)時期：平成13年4月)		
規制改革推進3ヶ年計画における記載	【                    】なし		
(説明)	以下の措置を講ずる方向で、関係法令の改正作業中である。 (1) 装置についての外国との相互承認制度等が活用できる場合には、外国での取扱いとの整合化を図りつつ、省略できる審査の内容に応じて、処理期間を短縮する。 (2) 申請内容の変更の柔軟な取扱い、審査に提示する自動車台数の削減についても、同様に措置する。 (3) 変更承認についても、外国における取扱いを参考にしつつ、軽微な変更と認められるものについては手続きの簡素化を図る。		
担当局課室名	自動車交通局技術安全部審査課 (連絡先) 03-5253-8596		



分野	6 基準・規格・認証・輸入関係 (1)基準・規格・認証 vii)自動車、船舶、鉄道	意見・要望提出者	EU	
項目	自動車の相互承認対象装置に対する型式指定審査の際の確認内容の簡素化			
意見・要望等の内容	ECE58年協定に基づいて日本が採択したECE規則に適合した制動装置、警音器又は側面衝突については、自動車の型式指定審査の際、ECEの認可書類だけでなく、自動車本体又は当該装置の確認が行われているが、認可書類又はメーカーの証明書のみで当該規則への適合性を確認すること。			
関係法令	道路運送車両法第75条、75条の2	共管	なし	
制度の概要	ECE58年協定は、基準の調和と型式認定の相互承認を目的とする多国間協定であり、日本が採択したECE規則に適合するとして協定締約国が型式認定をした装置については日本の装置型式指定を受けたものとみなし、自動車の型式指定審査の際には当該装置に対する審査を省略し、審査手続きの簡素化を図っている。			
中間公表資料との関係	国土交通省関係 1 6 6 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3ヶ年計画における記載	【           】なし			
(説明)	平成12年10月の日EU規制改革対話において、今後EUが各国の取扱いを調査のうえ、日本に情報提供することとなっており、その内容を踏まえて検討することとしている。			
担当局課室名	自動車交通局技術安全部審査課 (連絡先) 03-5253-8596			

分野	6 基準・規格・認証・輸入関係 規格・認証 vii)自動車、船舶、鉄道	(1)基準・	意見・要望提出者	規制改革委員会 E U
項目	非常信号用具取付位置要件の緩和			
意見・要望等の内容	非常信号用具の取付位置要件については、国際整合性及び安全確保の観点から、その妥当性について検討を行うべきである。			
関係法令	道路運送車両の保安基準第43条の2		共管	なし
制度の概要	自動車には使用に便利な場所に非常信号用具を備えなければならない。			
中間公表資料との関係	国土交通省関係167頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	【 11(3)ウ、(別添1)1(4) 】 自動車の非常信号用具の取付位置については、現在運転席から見える位置とされているが、国際整合性及び安全確保の観点から、その妥当性について検討する。			
(説明)	自動車の非常信号用具は、踏切事故の防止、高速道路上での安全確保等の観点から、その取付位置については、使用に便利な確認できる場所に備えなければならないが、その取付位置要件については、国際整合性及び安全確保の観点から、その妥当性について検討を行う。			
担当局課室名	自動車交通局技術安全部技術企画課 (連絡先) 03-5253-8589			

分野	6 基準・規格・認証・輸入 (1) 基準・規格・認証・ vii) 自動車・船舶・鉄道	意見・要望提出者	E U
項目	E Uのナンバープレートサイズ等の受け入れ		
意見・要望等の内容	E Uの標準的な番号標板の寸法及び取り付け方法の受け入れ		
関係法令	道路運送車両法第11条、道路運送車両法施行規則第11条	共管	なし
制度の概要	自動車の所有者は、自動車登録番号の通知を受けたときは、当該番号を記載した自動車登録番号標を取り付けなければならない。		
中間公表資料との関係	国土交通省関係 1 6 8 頁		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難 その他
規制改革推進3か年計画における記載	該当なし		
(説明)	<p>ナンバープレートサイズ及び取付け方法については、視認性、製造コスト削減等の観点から、特定の国において使用しているナンバープレートのサイズ及び取付け方法のみを受け入れるのではなく、国際標準化を図ることが重要と認識している。</p> <p>このような観点から、既にE U側に対しナンバープレートサイズ及び取付け方法の国際標準化について、共同でE C E W P 2 9の場に提案することを申し入れたところである。</p>		
担当局課室名	自動車交通局技術安全部管理課 (連絡先) 03-5253-8588		

分野	6 基準・規格・認証・輸入関係 (1)基準・規格・認証 vii)自動車、船舶、鉄道	意見・要望提出者	(社)全日本トラック協会	
項目	NR装置の最高速度基準の緩和			
意見・要望等の内容	車両総重量50t以上の被けん引自動車をけん引する自動車については、NR装置の作動速度は時速60km/h以下とされているが、実際の走行では指定の速度維持が困難であるので、交通流のスムーズ化や安全走行の確保を図る観点から、NR装置の作動基準について現行の60km/hから70km/h程度まで引き上げられたい。			
関係法令	道路運送車両の保安基準	共管	なし	
制度の概要	車両総重量に係る基準緩和認定を受けた自動車のうち、車両総重量が50t以上の被けん引自動車をけん引する自動車には、運行時の安全性の確保のため、最高速度を60km/h以下に抑制することが必要なけん引車には、速度制限装置（いわゆるNR装置）が装着されなければならないこととされている。			
中間公表資料との関係	国土交通省関係169頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	【】なし			
(説明)	速度制限装置については、近年、速度制限装置を取り外した車両による事故が多発したため、平成8年12月から速度制限装置の機能確認の徹底を図っているところである。 また、要望の「実際の走行では指定の速度維持が困難であるので」については、具体的な事実関係を確認の上、今後の対応を検討する。			
担当局課室名	自動車交通局技術安全部技術企画課 (連絡先)03-5253-8589			

分野	6 基準・規格・認証・輸入関係 (1)基準・規格・認証 vii)自動車、船舶、鉄道	意見・要望提出者	(社)全日本トラック協会	
項目	土砂等を運搬する大型自動車(ダンプカー)の積載重量の自重計の取付の義務の廃止			
意見・要望等の内容	ダンプカーへの「積載重量の自重計」の取付義務については、事業用については運行管理等により、過積載違反が大幅に減少している現状に鑑み、物流コストの低減を図る観点から早期に廃止すること。			
関係法令	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第6条	共管	なし	
制度の概要	土砂等を運搬する専ら貨物を運搬する構造となっている道路交通法第3条に規定する大型自動車を使用する者は、技術上の基準に適合する積載の重量計を当該土砂等運搬大型車両に取り付けなければならないこととなっている。			
中間公表資料との関係	国土交通省関係170頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	【】			
(説明)	ダンプカーによる過積載は減少してきているものの、その違反件数は約1万1千件(過積載の全検挙件数の約40%:平成11年)と厳しい状況にあることから、自重計の取り付け義務付けの規定を廃止することはできない。			
担当局課室名	自動車交通局総務課安全対策室 (連絡先)03-5253-8566 技術安全部技術企画課 (連絡先)03-5253-8591			

分野	6. 基準・規格・認証・輸入関係 (1) 基準・規格・認証 vii) 自動車、船舶、鉄道	意見・要望提出者	E U 日本自動車輸入組合	
項目	未完成トラックの輸入車特別取扱制度の適用			
意見・要望等の内容	トラックのボディーが架装されていないキャブ付シャシの状態で購入された車両を、日本においてボディー架装し、トラックとして完成されたものについて輸入車特別取扱制度（PHP）を適用する。			
関係法令	道路運送車両法	共管	なし	
制度の概要	PHP制度は、年間の販売予定台数が2000台以下の輸入自動車について、保安基準の適合性について予め書面のみによって審査を行い、陸運支局等での1台毎の自動車の検査に際しての参考に資するものである。			
中間公表資料との関係ける記載	国土交通省関係 171 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3ヶ年計画における記載	【                   】			
(説明)	平成12年10月の日EU規制改革対話において、今後EUが欧州におけるトラックの認証制度について調査し、日本に情報提供を行うこととなっており、その内容を踏まえて検討することとしている。			
担当局課室名	自動車交通局技術安全部審査課      (連絡先) 03-5253-8596			

分野	6 基準・規格・認証・輸入関係 (1) 基準・規格・認証 自動車、船舶、鉄道	意見・要望提出者	規制改革委員会 EU	
項目	フォークリフトの速度制限の緩和			
意見・要望等の内容	フォークリフトについて、小型特殊自動車に区分されるための要件である最高速度制限を、15 km/hから30 km/hに変更する等、特殊自動車の車種区分について、国際的に車種区分が統一されるよう、関係者間で議論を進めて行くべき。			
関係法令	道路運送車両法施行規則第2条、別表第1	共管	なし	
制度の概要	<p>フォークリフト等の特殊自動車は、自動車の大きさが長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.8m以下であり、かつ、最高速度が15 km/h以下であるものを小型特殊自動車として区分し、これを超えるものを大型特殊自動車として区分している。</p> <p>なお、大型特殊自動車は、最高速度に係る制限はないものの、小型特殊自動車より厳しい保安基準が適用されることとなっている。</p>			
中間公表資料との関係	国土交通省関係172頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	<p>【11(3)オ、別添1.1(4)】</p> <p>車種区分により異なるフォークリフトの速度制限について、今後、国際整合性及び安全確保の観点から、国際的に車種区分が統一されるよう、関係者間で議論を進めた上で、その妥当性について検討を行う。</p>			
(説明)	<p>特殊自動車について、自動車としての安全性を確保するため、加害性、事故発生の蓋然性等の安全性等を考慮して大型特殊自動車及び小型特殊自動車の区分を設けているものである。</p> <p>一方、諸外国におけるフォークリフトの車種区分を見ると、欧米各国においても統一がなされていない。このため、本要望については、当面措置困難であるが、今後、国際整合性及び安全確保の観点から、国際的に車種区分が統一されるよう、関係者間で議論をすることとしている。</p>			
担当局課室名	自動車交通局技術安全部技術企画課 (連絡先) 03-5253-8589			

分野	6 基準・規格・認証・輸入関係 (1)基準・規格・認証 )自動車、船舶、鉄道	意見・要望提出者	(社)日本船主協会 (社)経済団体連合会	
項目	内航海運（沿海船）航行可能海域の拡大			
意見・要望等の内容	堪航能力の優れた内航船舶については、20海里以遠の航行が可能となるよう航行区域を見直すべき（沿海区域の拡大要望）。			
関係法令	船舶安全法施行規則第1条第7項 船舶職員法施行令第2条	共管	なし	
制度の概要	船舶の航行区域等に応じて、船舶安全法体系では船舶の構造、設備等に関する基準等を、船舶職員法体系では船舶職員の乗組み基準を定めており、航行区域としては、平水区域、沿海区域、近海区域及び遠洋区域がある。このうち沿海区域は、基本的に距岸20海里の海域が設定されており、当該水域内を航行する船舶の構造、設備及び船舶職員の乗組み等に関する基準は、近海区域及び遠洋区域に比べ、比較的緩やかなものとなっている。			
中間公表資料との関係	国土交通省関係173頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期：	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	なし			
(説明)	<p>沿海区域については、平成8年に沿海区域の凹入部のうち拡大可能な海域について一部拡大を行っている。また、船舶の大型化、航海機器等の発達等に対応して、航行水域が近海区域のうち主要内航航路を包含する区域（最も遠いところで距岸100海里程度）に限定される船舶を限定近海船として、近海船よりも緩和された基準を設定しており、貨物船については平成7年7月に、また、旅客船については平成10年7月に限定近海船の技術基準を設定した。</p> <p>なお、船舶職員の配乗については、船舶の航行区域毎に、航行安全の確保を図る観点から、航行実態等を勘案して、乗組み基準を定めているところである。</p>			
担当局課室名	海事局安全基準課 海事局船員部船舶職員課	(連絡先) 03-5253-8636 (連絡先) 03-5253-8655		



分野	6 基準・規格・認証・輸入関係 (1)基準・規格・認証 )自動車、船舶、鉄道	意見・要望提出者	E U	
項目	プレジャーボートの技術基準			
意見・要望等の内容	1)我が国のプレジャーボートの技術基準へのISO規格の早期導入 2)船舶の長さによる検査基準の採用（日本は船舶の総トン数を基準としているのに対して、ISOは船舶の長さを基準としている。）			
関係法令	船舶安全法第2条第1項	共管	なし	
制度の概要	船舶は、安全を確保するために所要の設備を施設しなければならない。 上記に係る技術基準は、船舶の大きさ（主にその指標として船舶の総トン数又は長さが用いられる。）、航行区域等に応じて適用される。 なお、総トン数20トン未満の小型船舶（プレジャーボートを含む。）には、その特性に応じた技術基準が適用される。			
中間公表資料との関係	国土交通省関係174頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期：	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	なし			
(説明)	1)プレジャーボートの安全性を評価する主要な要件である構造及び復原性の規格が未策定（策定作業中）の状況であるISO規格は、現時点で安全上の観点から確立されたものではない。このため、ISO規格の策定において、安全の確保が可能と判断された際に国内基準との整合化を図ることとしており、我が国も当該規格の策定に積極的に参画しているところ、全般のISO規格策定を望むものである。 2)1)の全般についてのISO規格が長さに基づくものであれば、これに相当する我が国の技術基準も長さに基づくものとなる。			
担当局課室名	海事局安全基準課 検査測度課	(連絡先)03-5253-8636 (連絡先)03-5253-8639		

分野	6 基準・規格・認証・輸入関係 (1)基準・規格・認証 )自動車、船舶、鉄道	意見・要望提出者	
項目	小型船舶の汽笛、号鐘等の技術基準		
意見・要望等の内容	近年、我が国においてはヨットやプレジャーボートの利用が増大し、海外からの小型船舶が多数輸入されるようになった。そのような状況の中、海上における衝突の予防のための国際規則（COLREG規則）に適合した汽笛、号鐘が小型船舶にとって大きくかつ重たいことから、小型軽量の設備を望む声が多くの利用者から寄せられている。		
関係法令	船舶安全法第2条第1項 海上衝突予防法第33条	共管	なし
制度の概要	総トン数20トン未満の小型船舶については、COLREG規則に従って、船舶安全法及び海上衝突予防法に基づき、総トン数20トン以上の船舶と同様の技術基準が適用された汽笛、号鐘等の設置が義務付けられている。		
中間公表資料との関係	国土交通省関係175頁		
状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	(実施(予定)時期：COLREG改正が発効次第実施)		
規制改革推進3か年計画における記載	なし		
(説明)	<p>小型船舶の汽笛、号鐘の技術基準については、COLREG規則により定められており、その改正にあたっては、国際海事機関（IMO）での審議、採択が必要となる。このため、IMOの第69回海上安全委員会において、我が国から小型船舶の汽笛、号鐘に関しCOLREG規則を改正するための検討作業を開始することを提案し、平成10年7月から検討が開始された。</p> <p>上記 意見・要望等で指摘されている問題を解決するため、我が国から提案した改正案の概要は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・汽笛については、小型軽量であっても十分な可聴距離を確保できるものであれば認めること</li> <li>・号鐘については、12m以上20m未満の小型船についても、12m未満の小型船と同様に備え付けを免除すること</li> </ul> <p>これらについて各国代表者により審議が行われた結果、現在のところ我が国の提案通り改正されることとなっており、平成13年11月の第22回IMO総会において採択される予定である。</p> <p>今後、上記改正内容を国内基準に取り入れるため、COLREG規則改正の発効に合わせて関係法令の改正等所要の措置を講ずる予定である。</p>		
担当局課室名	海事局安全基準課	(連絡先)03-5253-8636	